

はじめに

本市は歴史的に古く、数多くの文化遺産や優れた景観、豊かな自然環境に恵まれており、交通の利便性にも優れたまちであります。

このように良好な環境に恵まれた本市ではありますが、近年の都市化の進展や生活様式の変化に伴って、生活排水による河川の汚濁や近隣騒音、廃棄物の不適正処理、交通公害などの「都市・生活型公害」が増加してきました。また、世界的には酸性雨、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化の進行などといった問題があり、さらに近年では地球の温暖化や自然エネルギーが大きな関心を集めております。

このような状況を背景に、環境保全の基本法として、平成5年11月に「環境基本法」が制定され、また平成9年には京都議定書が採択されるなど、さまざまな環境を守る取り組みが行われています。

よりよい環境を創造していくためには、私たち一人ひとりが人間と環境のかかわりを理解し、環境に配慮した生活行動を実践することが必要です。

本市においては、近代都市にふさわしい創造的、個性的なふるさとづくりを進め、「健やかで安心して豊かに暮らせる街・樺原」を市民一人ひとりが実感し、実践できる街づくりをめざして環境保全に努めており、平成24年9月には樺原市環境基本条例を制定し、平成25年3月には樺原市環境総合計画を策定しました。環境の保全と創造を推進し、望ましい環境像である「豊かで美しい自然環境と歴史的景観が織りなす魅力あふれる“かしほら”」を目指して様々な施策を進めてまいる所存ですので、なにとぞ皆様のご指導、ご協力の程をよろしくお願ひいたします。本書は、平成26年度の環境の現況をまとめたものであります。本市の環境の現状をご理解いただき、より快適な環境作りの参考となれば幸いに存じます。

平成28年3月

樺原市長 森下 豊

目 次

第1章 檜原市の概要

| | |
|------------------------|---|
| 1. 市の概況----- | 1 |
| 2. 環境行政の概要----- | 5 |
| (1) 環境行政の歩み----- | 5 |
| (2) 環境行政の体制----- | 6 |
| (3) 檜原市環境基本条例----- | 7 |
| (4) 檜原市環境総合計画----- | 7 |
| (5) 檜原市環境審議会----- | 9 |
| (6) 檜原市美しいまちづくり条例----- | 9 |

第2章 水質汚濁

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 水質汚濁に係る環境基準----- | 11 |
| (1) 河川における環境基準----- | 11 |
| (2) 本市における環境基準水域類型指定状況----- | 13 |
| 2. 水質汚濁の現況----- | 14 |
| (1) 測定場所----- | 14 |
| (2) 河川の概要----- | 18 |
| 3. 生活排水対策----- | 22 |
| (1) 生活排水の排出状況----- | 23 |
| (2) 生活排水の処理フロー----- | 24 |
| (3) し尿収集量及び浄化槽汚泥量の動向----- | 24 |
| (4) 下水道の普及率----- | 25 |
| (5) 合併処理浄化槽設置整備事業----- | 25 |
| (6) 環境教育・環境啓発----- | 26 |
| (7) 飛鳥川流域生活排水対策推進会議----- | 26 |

第3章 騒音・振動

| | |
|----------------------------------|----|
| 1. 環境騒音----- | 39 |
| (1) 騒音に係る環境基準----- | 40 |
| (2) 自動車騒音に係る要請限度----- | 41 |
| (3) 一般環境騒音測定結果----- | 42 |
| (4) 自動車騒音測定結果----- | 44 |
| 2. 騒音・振動に係る各種規制----- | 47 |
| (1) 特定工場等規制基準----- | 47 |
| (2) 特定建設作業に係る規制基準----- | 49 |
| (3) 奈良県生活環境保全条例によるその他の騒音の規制----- | 50 |
| 3. 騒音規制法並びに振動規制法に基づく届出受理状況----- | 51 |

| | |
|--|----|
| 第4章 大気汚染・悪臭 | |
| 第1節 大気汚染 | 53 |
| 1. 大気汚染に係る環境保全目標 | 53 |
| 2. 大気汚染監視体制 | 55 |
| (1) 大気汚染常時監視結果 | 55 |
| (2) 有害大気汚染物質モニタリング調査 | 57 |
| (3) 有害大気汚染物質（優先取組物質）の測定結果 | 57 |
| 3. 光化学スモッグ対策 | 58 |
| 第2節 悪　臭 | 59 |
| 第5章 公害の苦情 | |
| 1. 年度別苦情受理件数 | 63 |
| 2. 地域別苦情発生件数 | 64 |
| 3. 発生源別苦情件数 | 64 |
| 第6章 ごみ処理事業 | |
| 1. 沿　革 | 65 |
| 2. ごみ処理の概要 | 66 |
| (1) 処理する一般廃棄物（ごみ）の種類 | 66 |
| (2) 計画処理区域 | 66 |
| (3) ごみ収集・運搬体制 | 66 |
| 3. ごみ排出量の推移 | 68 |
| 4. 資源物の再資源化量 | 68 |
| 5. 再資源集団回収報償金制度 | 69 |
| 6. ごみ総排出量の推移 | 70 |
| 7. 家庭用生ごみ処理機購入補助事業 | 70 |
| 8. ゴミの減量化・リサイクルに関する啓発事業 | 71 |
| (1) リサイクルフェア | 71 |
| (2) 子育て応援リサイクルフェア | 71 |
| (3) リユース市 | 71 |
| (4) リサイクルブックフェア | 72 |
| (5) リサイクル工房教室 | 72 |
| (6) 簡単リフォーム教室 | 72 |
| (7) 小学生対象夏休み体験教室 | 72 |
| (8) 夏休み体験教室 | 73 |
| (9) ガラス工房教室 | 73 |
| (10) エコキッズ探検隊 | 73 |
| (11) ごみの減量とリサイクル・ポイ捨て防止・ストップ温暖化のポスター及び標語の募集・表彰 | 74 |

第7章 地球温暖化対策

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 地球温暖化問題をめぐる動き----- | 75 |
| 2. 檜原市地球温暖化対策推進実行計画(第2次)----- | 75 |
| (1) 檜原市地球温暖化対策推進実行計画(第1次)について----- | 75 |
| (2) 計画の期間・基準年度・目標年度・対象----- | 76 |
| (3) 温室効果ガスの対象範囲----- | 76 |
| (4) 削減目標----- | 76 |
| 3. 市の事務事業活動に伴う温室効果ガス排出量の現況----- | 76 |
| 4. 節電対策 ----- | 77 |
| (1) 夏季の省エネルギー対策----- | 77 |
| (2) 空調室外機の日除け・室内への入熱対策----- | 77 |
| (3) クールシェア----- | 77 |
| (4) 夏季節電キャンペーン----- | 78 |
| (5) 冬季の省エネルギー対策----- | 78 |
| 5. 公用自転車----- | 78 |
| 6. エコドライブ----- | 78 |
| 7. グリーンカーテン事業----- | 78 |
| 8. バイオディーゼル燃料(BDF)事業----- | 79 |
| 9. 公共施設の太陽光発電設備設----- | 79 |
| 10. 地球温暖化対策市民講座----- | 80 |
| 11. 檜原市地球温暖化対策地域協議会“エコライフかしはら”----- | 80 |
| (1) エコライフサロン----- | 80 |
| (2) エコフェスタ2014inまほろば----- | 80 |
| (3) エコウォーキング----- | 81 |
| 公害用語の解説----- | 83 |